

屋外広告物のルールを守って 美しいまちづくりをしましょう！



川越市マスコットキャラクター
ときも

川越市では屋外広告物法とこれに基づく川越市屋外広告物条例により、屋外広告物について必要な規制を行っています。

多くの屋外広告物について、掲出するには許可が必要となります。ルールを守って美しいまちづくりにご協力お願いいたします。

違反となる広告物の例

○道路にはみ出して掲出している置き看板等

前面道路にはみ出した形で置き看板等を置くことは、道路の不法占拠になります。通行の妨げにもなり、大変危険です。置き看板等は敷地内に掲出してください。

※屋外広告物条例に違反した場合は罰金刑に処されることがあります。ルールを守って掲出しましょう。

※これらの他にも掲出の際に許可等必要なものがありますので、これから新たに屋外広告物を掲出する際や、現在掲出している屋外広告物について分からないことがあれば、都市景観課までご相談ください。

川越市都市計画部都市景観課

〒350-8601 川越市元町1-3-1

TEL: 049-224-5961 (直通)

FAX: 049-225-9800

Email: toshikeikan@city.kawagoe.saitama.jp

屋外広告物にはルールがあります！

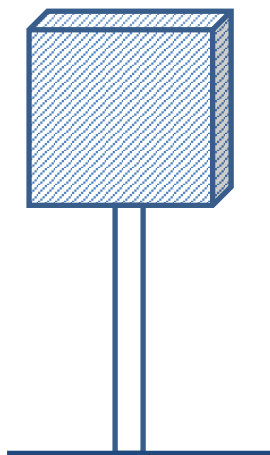
— ルールを守って気持ちの良い商店街に —

○その看板、ルールを守って掲出していますか？

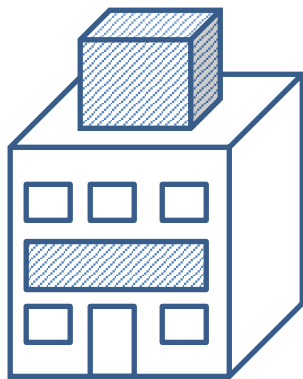
看板などの屋外広告物を掲出する場合には、表示面積や高さなどの制限があり、許可が必要となる場合があります。看板を掲出する前に川越市役所都市景観課まで相談をしましょう。また、すでに掲出されている看板についても、適正に掲出されているかわからない場合は都市景観課へ相談しましょう。みなさんでルールを守って気持ちの良い商店街にしましょう。

屋外広告物とは

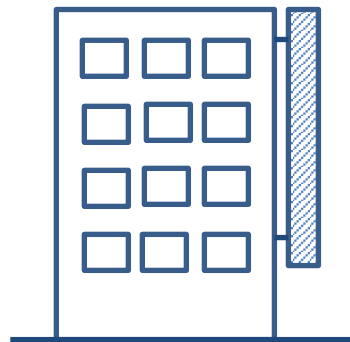
常時または一定の期間継続して、屋外で、公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙またははり札並びに広告塔、建物その他工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。



サインポール



屋上利用広告、壁面利用広告



突出し広告

これら全て屋外広告物となり、表示面積など制限があります。

屋外広告物に関する問い合わせは、
川越市 都市計画部 都市景観課 都市景観担当
TEL : 049-224-5961 FAX : 049-225-9800
E-mail : toshikeikan@city.kawagoe.saitama.jp

屋外広告を表示されている皆様へ

お店の顔 には 安全 が重要です

平成27年2月、北海道札幌市内において、屋外広告物の一部が落下し通行人を直撃、意識不明の重傷を負わせる事故が発生しました。

屋外広告物は、雨や風、強い日差しに常にさらされています。表面には一見問題がなさそうでも、広告物内部が劣化し、落下や倒壊の危険が高まっているかもしれません。



！ お店の看板がこのようなことになっていませんか？



サビ

鉄骨やボルトの
サビによる腐食



汚れ

内部腐食の進行
によるサビ汁



変形

盤面のズレや
取付具の欠損



電気系

破損や漏電

皆様ができることは異変に気づくことです。そして、危ないと思ったら、まず立ち入り禁止の処置を行い、見張りを置くことが重要です。次に、専門業者に連絡し、人通りの多い場所では、警察への連絡も忘れずに行いましょう。

「もしも、看板が落下し、人にけがをさせるようなことになってしまったら・・・」「もしも、看板が汚れていたり、盤面がずれていたりしたら・・・」、お客様のお店への評価が低下するばかりか、事故が発生した場合は、多額の賠償責任を問われることにもなります。

看板を軽んじると、失うものは計り知れません。

事故を未然に防ぐためにも・・・

定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！

お店の看板に以下のような症状が見られたら、専門家にご相談ください。

No.	チェック項目	対象の看板	チェック
1	支柱の根元からサビが出ていませんか	広告板、サインポール等	<input type="checkbox"/>
2	看板が傾いていませんか	広告板、サインポール等	<input type="checkbox"/>
3	ブラケット部よりサビが出ていませんか	突き出し看板	<input type="checkbox"/>
4	看板は壁から垂直についていますか	突き出し看板	<input type="checkbox"/>
5	アクリル板にひびが入っていませんか	共通	<input type="checkbox"/>
6	アクリル板が外れそうではありませんか	共通	<input type="checkbox"/>
7	パネル（表示面）ががたついていませんか	共通	<input type="checkbox"/>
8	照明の不点灯などはありませんか	外照式看板等	<input type="checkbox"/>
9	照明器具が傾いたり外れかけていませんか	外照式看板等	<input type="checkbox"/>
10	看板部材が欠落していませんか	共通	<input type="checkbox"/>

※専門家にご相談されたい場合には、埼玉県屋外広告業協同組合にご連絡ください。また、川越市内で屋外広告業を営む場合には、川越市への登録が必要です。登録の有無については、川越市都市景観課までお問い合わせください。

●埼玉県屋外広告業協同組合

048-572-2941

屋外広告物を設置する場合には、原則として許可申請手続きを行う必要があります（道路上に突き出す広告物を設置する場合や、自己の店舗等以外の敷地に広告物を設置する場合などは、許可申請手続きが必須です）。許可が必要な広告物であるにもかかわらず、未許可のまま事故が起こった場合、民事・行政・刑事上の各分野において、広告物の設置者（会社やお店等）に対して重大な責任が生じることがあります。

許可が必要な広告物かどうかの確認など、屋外広告物に関するお問い合わせは、川越市都市景観課までお願いいたします。

川越市 都市計画部 都市景観課 都市景観担当
TEL 049-224-5961 FAX 049-225-9800
MAIL toshikeikan@city.kawagoe.saitama.jp